(別紙)

特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針(新旧対照表)

改正後

[略]

指定に係る手続

1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲 検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項に規定す る農薬及び第2項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲 げるもの以外のものとする。

(1)~(4) 「略]

- (5)食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食 品の部A食品一般の成分規格の5、6及び7において食品の成分規格 が定められている物質が有効成分であるもの
- (6)毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)において毒物、劇物 又は特定毒物として定められているもの
- 2 「略]
- 3 指定の手順

特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省におい て検討対象資材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理 した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴 取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会 農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委 **員会合同会合**(以下「合同会合」という。)は、薬効、安全性に関して 評価を行う。

合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評 価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大 臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会で 特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及 び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。

特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の種類

特定防除資材の評価は、原則として、以下の(1)から(5)までに 掲げる資料に基づき行うこととする。

指定に係る手続

[略]

1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲 検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項に規定す る農薬及び第2項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲 げるもの以外のものとする。

改正前

(1)~(4) 「略]

- 2 「略 1
- 3 指定の手順

特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省におい て検討対象資材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理 した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴 取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会 農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門 委員会合同会合(以下「合同会合」という。)は、薬効、安全性に関し て評価を行う。

合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評 価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大 臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会で 特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及 び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。

特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の種類

特定防除資材の評価は、原則として、以下に掲げる資料に基づき行う こととする。

ただし、検討対象となる資材が次の から までに掲げる要件に該当 する場合は、それぞれ記載のとおりとすることができる。

食品等のうち生産現場において病害虫や雑草の防除又は農作物等の 生理機能の増進若しくは抑制を目的とした使用実態が十分にあるもの

<u>(5)をもって(3)に替えることができるものとする。</u> 広く食用に供されるものであって十分な食経験があるもの

<u> (4)の を省略することができるものとする。</u>

広く食用に供されるものの抽出物(を除く。)

<u>抽出方法によっては(4)の のウを省略することができるものと</u> する。

検討対象となる資材の特性からみて、当該資材の成分等が河川等の 水系に流出するおそれがないと客観的に認められるもの

(4)の を省略することができるものとする。

なお、合同会合は評価の過程において必要と認めた場合、**評価**に必要な資料を追加することができるものとする。

- (1)対象資材の概要
- (2)·(3) [略]
- (4)安全性に関する資料

「略]

人畜に対する安全性に関する資料

ア~イ 「略]

ウ 90日間 反復経口投与毒性試験

工~才 [略]

[略]

- (5) 病害虫や雑草の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制を 目的とした使用方法・普及状況等に関する資料
- 2 薬効に関する資料及び評価の目安(1の(3)関係)
- (1)評価に必要な資料

試験成績等に係る資料

農薬の登録申請に係る試験成績について(平成12年11月24日付け 12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)別表1の農薬の薬効 試験を適性に実施する能力を有する試験施設において実施された試 験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たす ものとする。

ア 病害虫の防除に使用する資材の場合

同一の病害虫に対する野外(実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。)での防除効果<u>に係る</u>試験成績であって、試験成績の結果として (ア)から(ウ)までの式を用いて算出したもの。ただし、種子 ただし、検討対象となる資材が広く食用に供されるものにあっては (4)の のイ及びウを、広く食用に供されるものの抽出物の場合は抽 出方法によっては(4)の のウを、省略することができるものとする。

また、評価の過程において必要と認め**られ**た場合、**さら**に必要な資料を追加することができるものとする。

(1)資料概要

(2)(3)[略]

(4)安全性に関する資料

[略]

人畜に対する安全性に関する資料

ア~イ [略]

ウ 90日間 反復経口投与毒性試験

工~ 才 [略]

[略]

- (5)使用方法・普及状況等に関する資料
- 2 薬効に関する資料及び評価の目安(1の(3)関係)
- (1)評価に必要な資料

試験成績等に係る資料

公的試験研究機関において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たすものとする。

ア 病害虫又は雑草の防除に使用する資材の場合

同一の病害虫**又は雑草**に対する野外(実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。)での防除効果試験成績であって、試験成績の結果として**防除価**(注)を算出したもの。ただし、種子消毒に用いる資材

消毒に用いる資材に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

(ア)防除価^{進1} = 100 - (処理区の被害 / 無処理区の被害)×100

(イ)補正密度指数 = 処理区のX日後密度 ×無処理区の散布前密度 ×100 処理区の散布前密度 無処理区のX日後密度

(ウ)密度指数^{注2} = <u>処理区のX日後密度</u> × 100 無処理区のX日後密度

- 注1:無処理区における病害虫の被害に対する処理区の防除効果の程度を表す指数であり、防除価が高いほど防除効果があることを示す。
 - 2:無処理区における害虫密度に対する処理区における害虫 密度をもって、防除効果を表す指数である。散布前の害虫 の密度を考慮したものを補正密度指数といい、考慮しない ものを密度指数という。通常、害虫の数を直接カウントし た試験において使われており、当該指数が低いほど防除効 果があることを示す。
- イ **雑草の防除又は**農作物の生理機能の増進**若しくは**抑制に使用する資材の場合

同一の雑草に対する野外での防除効果又は同一の農作物に対する野外での生理機能の増進若しくは抑制効果に関する試験成績 「略〕

(2)検討対象資材の薬効が確認される目安

病害虫の防除に使用する資材の場合

防除価等が無処理区と比較して半分を超える効果を示す2例以上 の試験結果が認められ、具体的な防除価等の数値の目安は以下のと おりであること

<u>ア 防除価が50以上であること</u>

イ 補正密度指数又は密度指数が50未満であること

雑草の防除又は農作物の生理機能の増進**若しくは**抑制に使用する 資材の場合

効果の**種類等の確認事項**が多岐にわたるため、**植物生理学等**の専門家の意見も踏まえ個別に確認

- 3 安全性に関する資料及び評価の目安(1の(4)関係)
- (1) (2) [略]
- (3)水産動植物に対する安全性

評価に必要な資料

当該検討対象資材に係る水産動植物に対する安全性に関する信頼 できる文献等の調査結果

検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安

に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

(注)防除価とは無処理区における病害虫の被害を100とした場合 の処理区の防除効果の程度を示す指数をいい、次式で計算される。 防除価=100-(処理区の被害/無処理区の被害)×100

イ 農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する資材の場合 同一の農作物に対する野外での生理機能の増進又は抑制効果に 関する試験成績

「略]

(2)検討対象資材の薬効が確認される目安 病害虫**又は雑草**の防除に使用する資材の場合 **防除価がいずれの試験においても50以上であること**

農作物の生理機能の増進**または**抑制に使用する資材の場合 効果の<u>種類</u>が多岐にわたるため、<u>植物生理学</u>の専門家の意見も踏 まえ個別に確認

- 3 安全性に関する資料及び評価の目安(1の(4)関係)
- (1) (2) [略]
- (3)水産動植物に対する安全性

評価に必要な資料

当該検討対象資材に係る<u>魚毒性</u>に関する信頼できる文献等の調査 結果 <u>原則として</u>コイ<u>又はヒメダカ</u>に対する<u>96時間</u>の半数致死濃度が<u>10</u> <u>mg/L</u>を超え、かつ<u>オオミジンコ</u>に対する<u>48時間</u>の<u>半数遊泳阻害濃度</u> が10mg/Lを超えること

4 複数の原材料からなる混合物の場合の取扱い

すべての原材料について、その安全性が3を踏まえ確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が2を踏まえ確認された場合にあっては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とする。その場合は、原材料の混合割合は規定しない。なお、混合物としての安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等、必要に応じ確認を行う。

5 病害虫や雑草の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制を目的とした使用方法・普及状況等に関する資料(1の(5)関係)薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積・使用者数等普及状況等に関する資料

検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安 コイに対する48時間後の半数致死濃度が10ppmを超え、かつ<u>ミ</u>ジンコ類に対する3時間後の半数致死濃度が0.5ppmを超えること (登録農薬でいう魚毒性A)

4 使用方法・普及状況等に関する資料(1の(5)関係) 薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び 使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積 ・使用者数等普及状況等に関する資料